

大津市障害福祉サービス等情報公表等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等情報（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項の情報公表対象支援情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第76条の3第1項の情報公表対象サービス等情報をいう。以下同じ。）の報告、公表等について、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる事業者等)

第2条 障害福祉サービス等情報を報告する対象となる事業者（以下「報告対象事業者」という。）は、障害者総合支援法第76条の3第1項又は児童福祉法第33条の18第1項に規定する対象事業者（災害その他市長に対し障害福祉サービス等情報の報告を行うことができないことにつき正当な理由がある事業者を除く。）とする。

2 障害福祉サービス等情報としての公表の対象となる指定障害福祉サービス等の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 指定障害福祉サービス（共生型障害福祉サービスを含む。）

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労選択支援、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援（共生型通所支援を含む。）

指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(障害福祉サービス等情報の基準日等)

第3条 この要綱で定める基準日（以下「基準日」という。）は、4月1日とする。

2 この要綱で定める障害福祉サービス等情報の公表の実施期間は、基準日から1年間とする。

(障害福祉サービス等情報の報告)

第4条 報告対象事業者は、原則として、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）を通じて障害福祉サービス等情報を市長に報告するものとする。ただし、公表システムを通じて報告できないことにつきやむを得ない事情がある場合については、文書等により報告を行うことができる。

2 前項の規定による報告（以下「報告」という。）を開始する日は、次の各号に掲げる報告対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める日（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の30の4第3号又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「障害者総合支援法施行規則」という。）第65条の9の8第3号に規定する経営情報（以下「障害福祉サービス等事業者経営情報」という。）の報告については、当該報告対象事業者の毎会計年度が終了した日）とする。

(1) 基準日前から指定障害福祉サービス等を提供している報告対象事業者（以下「提供報告対象事業者」という。） 基準日の属する年度の5月1日

(2) 基準日以後に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始する報告対象事業者（以下「提供開始報告対象事業者」という。） 指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日

3 報告の期限は、次の各号に掲げる報告対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める日（障害福祉サービス等事業者経営情報の報告については、当該報告対象事業者の毎会計年度終了後3月以内の日）とする。

(1) 提供報告対象事業者 基準日の属する年度の7月31日

(2) 提供開始報告対象事業者 指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた日から起算して1月以内の日

（障害福祉サービス等情報の修正等）

第5条 報告対象事業者は、法人又は事業所等の名称、所在地、電話番号、FAX番号、ホームページ並びにメールアドレスを変更等したときは、速やかに市長に報告するものとする。

（障害福祉サービス等情報の報告内容）

第6条 報告対象事業者が報告する障害福祉サービス等情報の内容は、次の各号に掲げる報告対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める事項の項目に基づき市長が別に定める。

(1) 提供報告対象事業者 児童福祉法施行規則第36条の30の4第3号並びに別表第2及び別表第3並びに障害者総合支援法施行規則第65条の9の8第3号並びに別表第1及び別表第2に掲げる事項

(2) 提供開始報告対象事業者 児童福祉法施行規則別表第2及び障害者総合支援法施行規則別表

第1に掲げる事項

(障害福祉サービス等情報の公表の時期)

第7条 障害福祉サービス等情報（障害福祉サービス等事業者経営情報を除く。）の公表の時期は、次の各号に掲げる報告対象事業者の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 提供報告対象事業者 第4条第1項の規定により報告を行った日（以下「報告日」という。）から起算して2月以内の日
- (2) 提供開始報告対象事業者 報告日から起算して1月以内の日

2 障害福祉サービス等事業者経営情報の公表は、毎年度行うものとする。

(命令を受けた報告対象事業者の取扱い)

第8条 報告対象事業者は、市長から障害者総合支援法第76条の3第4項又は児童福祉法第33条の18第4項の規定による報告、報告の内容の是正又は調査を命じられたときは、障害福祉サービス等情報について、市長の指示により、報告し、若しくは報告の内容を是正し、又は調査を受けるものとする。

(苦情等の対応)

第9条 公表した障害福祉サービス等情報に関する利用者等からの苦情に対応する窓口は、健康福祉部福祉指導監査課とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行し、同年8月29日から適用する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定に基づく障害福祉サービス等事業者経営情報の報告に係る会計年度の始期が令和6年1月から同年12月までの間にある場合における同項の規定の適用については、同項中「当該報告対象事業者の毎会計年度終了後3月以内の日」とあるのは、「令和8年3月31日」とする。